

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/>

## 税理士の独り言

お客様が価値を感じるものを見つけることが商売の原点であれば、価値観の相違により、お客様は離れていきます。画期的な商品やサービスでも、お客様のニーズに合わないものであれば、売れません。スーパードライが発売される前のアサヒビールの体質はお客様の声を聞かない自己満足だったと樋口廣太郎は語っています。現場の社員と製品開発者の認識のズレで経営状況はかなり悪化していました。

お客様の声を聞き、心理を読み続ける者がプロフェッショナルと呼ばれます。

## 私の書棚より

○予測能力を企業経営者が持ち合っているかどうかは単なる偶然の産物であり、いわば一種の「運」やツキのよしあしであるが、この「勝ち組」と「負け組」とを分かつ大きなポイントになっている。

○「波瀾万丈」の変化そのものをおもしろいと興味を持ち、さらにまた、それに積極的に参加するという強い意欲を示す人がここでは「勝ち組」に参加しうる資格を持つ人物と評価される。

「超格差拡大の時代」

長谷川慶太郎著 東洋経済新報社

## 税務アンテナ

□相続税の課税価格の計算上、控除することのできる債務のうち、住民税や固定資産税などの賦課期日の定めのあるものは、その賦課期日で納税義務が確定したものとして扱われますので、納期限が未到来のものも債務控除できます。

保証債務は、原則として債務控除の対象となりませんが、主たる債務者が弁済不能の状態にあり、保証債務者がその履行を余儀なくされる場合には債務控除ができます。

また、連帯債務は、連帯債務者の負担部分の金額が明らかな場合には債務控除できます。

□日本に 1 年以上住んでいる外国人労働者に対して給与を支払う場合には、原則として日本人と同様に「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出を受け、源泉徴収を行い、年末には年末調整も行います。ただし、国内に住居及び居所を全く有しないもの、又は国内に住居を有せず、かつ、現在まで引き続いて 1 年未満の期間しか居所を有していないものは「非居住者」として 20% の税率で源泉分離課税により納税をします。

外国人研修生のように契約等で 1 年以上居所を有することが明らかな場合には始めから「居住者」として扱われ、また研修期間 1 年目の生活実費額は非課税となります。

税務に関するご質問をお受けしております。  
お気軽にお問い合わせ下さい。

## 6月の税務スケジュール

10日	○ 5月分の源泉所得税の納付
15日	○ 所得税の予定納税額の通知 (休日につき 16 日)
30日	○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 7月、10月、20年1月決算法人の消費税中間申告
30日	○ 6月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『最初で最大の勝利は自分自身を克服することである』 by プラトン